

卒業時まで保管

生徒心得

静岡県立下田高等学校 定時制課程

第1章 服装規定

身だしなみは、高校生かつ社会人として、TPOに応じた頭髪や身なり、服装とする。常に清潔・端正で、派手かつ華美でない品性のある頭髪や身なり、服装を心がける。

1 通常の服装および頭髪、装飾具、化粧について

- (1) 本校定時制では、一律の制服を定めていないが、学校は学業が最優先の場であることを念頭に置き、派手かつ華美でない服装や清潔な頭髪等、授業や活動の妨げとならない服装・頭髪を心がける。
- (2) 本校全日制の制服を着用しても良い。ただし、本校全日制の規定に合致するものであること。また、手を加えたり、改造等をしない。
- (3) 他校及び中学校の制服の着用は認めない。ただし、ボタンを本校指定のものに変えるとともに、他校及び中学校のエンブレム等を外した場合のみ着用を認める。
- (4) 屋内での帽子の着用は原則禁止とする。

2 正装の規定について

- (1) 入学式、卒業式、始業式、終業式等の式典の服装については、正装とする。正装とは、スーツ等をいう。
- (2) 本校全日制の制服を着用しても良い。ただし、本校全日制の規定に合致するものであること。また、手を加えたり、改造等をしない。
- (3) 他校及び中学校の制服の着用は認めない。ただし、ボタンを本校指定のものに変えるとともに、他校及び中学校のエンブレム等を外した場合のみ着用を認める。
- (4) ピアス等の装飾具は、外す。

3 履物について

登下校の履物については、防災防犯上の理由により、サンダル、極端なヒールや厚底ブーツといったものを禁止し、スニーカーや運動靴等歩きやすい履物とする。

4 体育時の服装について

体育の授業および体育行事の際のジャージやシューズについては、本校指定のものまたは、個人所有のものとする。

5 喫煙について

20歳以上であっても、校内（敷地内）での喫煙は禁止とする。電子タバコ等の喫煙を含む。

第2章 各種運転免許取得および車両通学規定

1 各種運転免許の取得について

下記の条件を満たし、「運転免許取得許可申請および誓約書」を不備なく提出したうえで、職員会議で認められた場合に取得することができる。

(1) 申請手続き

- ア 運転免許取得を希望する場合は、「(2) 運転免許取得に関わる条件」を満たすことを確認する。
- イ 免許を取得したい旨を申し出るとともに、担任（副担任）より「運転免許取得許可申請および誓約書」を受け取る。
- ウ 「運転免許取得許可申請および誓約書」に必要事項を記入し、生徒課へ提出する。
- エ 職員会議で審議し、許可された場合は、「運転免許取得許可証」を受け取る。
- オ 自動車学校に「運転免許取得許可証」を提出し、免許取得後は、速やかに学校に報告する。
- カ 「運転免許取得許可証」を得てから、3ヶ月以上経過しても自動車学校へ通わない、または免許を取得しない場合、許可を無効とする。

(2) 運転免許取得に関わる条件

- ア 原動機付自転車（原付）
 - (ア) 学校生活に問題のない者。
 - (イ) 就業や進路希望先の受験、卒業後に原付免許が必要となる者。
- イ 普通自動車
 - (ア) 学校生活に問題のない者。
 - (イ) 就業や進路希望先の受験、卒業後に普通自動車免許が必要となる者。
- ウ その他
 - (ア) 自動二輪免許については、一切の取得を認めない。ただし、入学以前に取得済みの者についても、通学での使用は原則として禁止する。
 - (イ) 免許取得後、車両通学を希望する者は、新たに「車両通学許可願い」を申請する。ただし、原付・普通自動車免許を取得し、それぞれ免許取得後、1か月を超えていること。

2 車両通学規定

- (1) 本校で車両通学とは、自転車・原付・普通自動車による通学のことをいう。
- (2) 車両通学は、全て許可制であり、年度ごと「車両通学許可願い」を提出すること。
- (3) 自転車について
 - ア 通学路の安全性が認められること。
 - イ 車両点検を受け、「自転車点検シート」を提出すること。
 - ウ 許可を受けた場合は、学校指定のシールを指定箇所に貼ること。
 - エ TS マーク等の自転車総合保険に原則加入すること。
 - オ 使用に関する「車両通学許可願い」を提出すること。

(4) 原付・普通自動車について

- ア 学校生活に問題のない者。
- イ 原付・普通自動車免許を取得し、それぞれ免許取得後、1ヶ月を超えている者。
- ウ 対人・対物賠償が無制限である任意保険に加入すること。
- エ 「車両通学許可願い」に運転免許証、車検証（車のみ）、自賠責保険証書、任意保険証書のコピーを添付し、提出すること。
- オ 原則、通学（就業を含む）距離が3km以上あり、原付・普通自動車免許がないと通学、就業等が極めて困難な者。

(5) 申請手続き

- ア 車両通学を希望する生徒は、自分が「(3) 自転車について」または「(4) 原付・普通自動車について」の条件を満たすかどうかを確認する。
- イ 車両通学したい旨を申し出るとともに、担任（副担任）より「車両通学許可願い」を受け取る。
- ウ 「車両通学許可願い」に必要事項を記入し、生徒課へ提出する。（原付・自動車の場合は、運転免許証、車検証（車のみ）、自賠責保険証書、任意保険証書のコピーを添付する）
- エ 職員会議により許可された場合、車両通学が可能となる。

(6) 車両通学許可後について

- ア 道路交通法を遵守すること。
- イ 違法な改造等をしないこと。
- ウ 許可時の条件を遵守すること。
- エ 事故、違反等があった場合は、速やかに学校に報告すること。
- オ 免許停止、免許取消などの処分を受けた場合は、速やかに学校に報告すること。
- カ 防犯対策として、車両は施錠をすること。

(7) 駐車スペース

- ア 車両はそれぞれ指定された場所に駐車すること。
- イ 自転車は敷地内（坂の下から）、原付は正門から（坂の上から）乗車禁止とする。
- ウ 自動車を駐車する際は、車のフロントガラス内側に学校指定の許可証を見えるように置いておく。

(8) 車両通学の取消（制限）

以下の場合において、車両通学の取消（制限）を行う。

- ア 道路交通法を著しく違反した場合。
- イ 許可時の申請に詐称や不正等があった場合。
- ウ 学校生活に問題をきたした場合。
- エ 心身状況が運転に不相当と認められる場合。
- オ 自然災害、自然状況または道路状況が悪く、運転に危険が伴うと認められる場合。
- カ その他車両通学に関わる約束事を守ることができなかった場合。

3 登下校の交通安全について

登下校の際は、公衆道徳を守り、交通規則を遵守する。

(1) 自転車通学者について

- ア 傘さし運転、二人乗り、無灯火、信号無視、一時停止違反、右側走行、並進等、交通規則に反してはならない。
- イ 右折・左折、道路横断時は、安全を確認する。
- ウ 学校の坂では自転車を降り、上り下りともに左側通行すること。
- エ 公道前で安全を確認してから自転車に乗ること。

(2) 電車、バス通学者について

- ア 車内のルールとマナーを守ること。
- イ 蓮台寺駅前の橋は広がることなく南側を通行し、交通の妨げにならないこと。
- ウ 自転車を蓮台寺駅前に駐輪する場合は、施錠し、所定の駐輪場内に整頓すること。

(3) 歩行者について

- ア 信号を守る、歩道からはみ出さない、横断歩道を渡る、歩道橋を渡る等のルール、マナーを守ること。
- イ 安全のため、小・中学生に車道側を歩かせないよう配慮をすること。
- ウ 学校坂では、上り下りともに左側通行すること。

(4) 車での送迎について

- ア 登校時は、全日制生徒の下校時間と重なる点から、安全面を考慮して敷地内への送迎による車の進入を禁止とする。
- イ 下校時については、敷地内への進入を許可する。なお、保護者の待機場所として事務室前駐車場が望ましい。
- ウ けが等で送迎しなければならない事情がある場合は、登校時でも校内（敷地内）への送迎を許可する。その場合はあらかじめ学校に連絡をしておくこと。

第3章 生徒指導について

1 指導原則

生徒の問題行動や校則違反等があった場合、生徒の規範意識の向上と社会的資質や行動力を高めるために特別な指導を行う。

2 指導基準

	指導対象項目	備考
怠学	考查不正	
	不注意による遅刻・欠課・欠席	
	授業妨害	
	無断欠席（1日）	
	無断早退	
	授業等の無断中抜け	
一般非行	喫煙・喫煙具所持 （20歳未満）	20歳以上であっても校内（敷地内）での喫煙は指導を行う。同席を含む。電子タバコ等の喫煙を含む。
	飲酒（20歳未満）	20歳以上であっても20歳未満との飲酒は指導を行う。同席を含む。
	薬物乱用	シンナー等の吸引を含む。
	暴力殴打・誹謗中傷	
	金品強要	たかり、恐喝を含む。
	金品詐取	不正乗車、カードの不正使用を含む。
	けんか	
	不良交友	本校生が部外者を学校に連れてきた（呼んだ）場合に適用する。部外者が何らかの被害を与えた場合、または本校と全く関係のない部外者が来た場合（不法侵入）は、警察に通報する。

一般非行	窃盗	
	粗暴	粗暴行為者に対して、実費弁償をさせる。 脅迫、器物破損等を含む。
	不健全娯楽	風俗店、パチンコ店、麻雀荘等の利用を含む。 (18歳未満)
	不健全性行為	
	凶器所持等	
	いじめ	
	わいせつ	
	家出	無断外泊を含む。
	深夜はいかい	
	行きすぎた行為	
	個人情報漏洩	パソコン・携帯電話等によるインターネット上への誹 謗中傷、個人情報・画像掲載等を含む。
	IT 機器等不正使用	
	対教師暴言	
	対教師暴力	
	指導無視	
	選挙運動・政治活動等違反	「5 選挙運動、政治活動等について」 参照

交通関係	免許取得違反	状況により、車両通学の制限（取消）を行う。
	無断車両通学	
	道路交通法違反	
	車両通学許可条件違反	

3 欠席や遅刻について

- (1) 欠席または遅刻をする場合は、始業前に原則保護者（雇用主）から学校に連絡を入れる。（やむを得ない場合は生徒本人から連絡を入れる。）
- (2) 友人や知り合いなどを通じた連絡（電話、メール等）は原則認めない。
- (3) 公共交通機関（バスや電車）の遅延による遅刻は、証明書をもらうこと。
- (4) 授業における遅刻・途中退出等をする場合は、職員室で「入室許可カード」を受け取り、必要事項を記入した上で、教科担当者に渡すこと。

4 携帯電話について

- (1) 学校外での使用について
 - ア 歩行中の使用はしないこと。また、優先席付近等での使用も控えること。
 - イ 車両等を運転しながらの使用はしないこと。
 - ウ 周囲の人に迷惑や不快感を与えるような使用はしないこと。
 - エ 危険なサイトにアクセスしないこと。フィルタリングソフトを導入すること。
 - オ パソコンや携帯電話等から、サイバー犯罪（不正アクセスや著作権侵害等）に手を出さないこと。また、不特定多数に閲覧され、かつ個人が特定できてしまう情報や画像、誹謗中傷をホームページ、ブログ、掲示板、SNSなどに掲載することを禁止する。
- (2) 校内での使用について
 - ア 始業から終業までの時間及び学校行事中の使用を禁止する。
 - イ 歩きながらの携帯電話等の使用を禁止する。
 - ウ 始業から終業までの時間及び学校行事中に仕事等で緊急に連絡をする必要がある時は、教員の許可を得たうえで、使用を許可する。
- (3) その他、携帯電話に付属するものについて
 - ア 校内でのヘッドホン、イヤホンの着用を禁止する。
 - イ 大音量での音楽・動画・ゲームなどの視聴を禁止する。

5 選挙運動、政治活動等について

- (1) 選挙運動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- (2) 校内（敷地内）での選挙運動や政治的活動は禁止する。
- (3) 放課後や休日等に学校の校外（敷地外）で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。なお、その活動等が違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的なものになるおそれが高いものには参加しない。特に、公職選挙法違反には十分注意する。
- (4) 校外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届けは不要とする。

6 部活動について

- (1) 部活動はその自主的活動を通じて個性を伸ばし、協調の精神を高めることを目的とする。
- (2) 部活動は運動部・文化部とし、その下に班活動を置くものとする。
- (3) 通常の活動時間帯は、22時00分を完全下校とする。
- (4) 定期試験の1週間前及び試験期間中は活動を原則休止する。
- (5) その他の事項については「部活動の基本方針」を参照すること。

7 アルバイトについて

- (1) アルバイトをする場合は、担任に報告し、許可を得ること。
- (2) 学業成績及び出席状況等に悪影響が出た場合は、アルバイトを禁止する。
- (3) 高校生としてふさわしくない職種（危険な仕事、深夜に亘る仕事等）は、原則禁止とする。

第4章 生徒会機構

1 生徒会機関

生徒総会：最高議決機関であり、前期生徒総会（4月）、後期生徒総会（10月）、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

2 生徒会役員およびその任期

会 長 1名

副会長 1名

書 記 若干名

会 計 若干名

会計監査 若干名

任期：1年間 10月 後期生徒総会 ～ 翌年10月 後期生徒総会

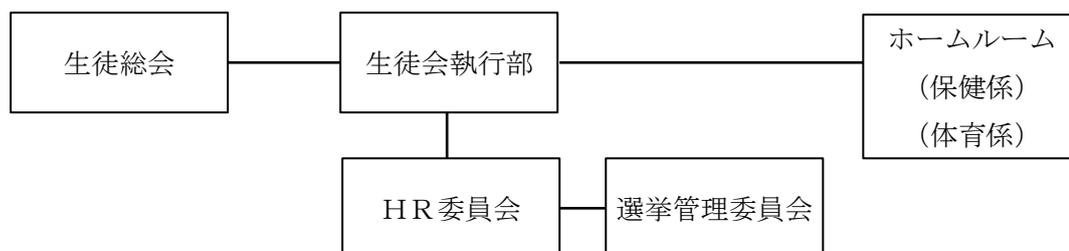
3 常任委員会

HR委員会 (各ホームルーム2名程度)

選挙管理委員会 (各ホームルーム2名程度)

任期：4月1日～9月30日(前期)、10月1日～翌年3月31日(後期)

4 生徒会組織図



平成 20 年 4 月 1 日 初版
平成 21 年 4 月 1 日 改定
平成 27 年 4 月 1 日 改定
平成 28 年 4 月 1 日 改定
平成 29 年 9 月 20 日 改定
平成 30 年 4 月 1 日 改定
平成 31 年 4 月 1 日 改定
令和 3 年 4 月 1 日 改定
令和 4 年 4 月 1 日 改定
令和 5 年 4 月 1 日 改定